

令和7年度第1回茨城県障害者差別解消支援協議会 議事概要

【開催概要】

- 1 日 時 令和7年11月10日(月) 14:55～15:56
2 場 所 茨城県庁 901会議室
3 出席委員 20名(別紙のとおり)
4 議 事
(1) 障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて
(2) 各種障害に関する普及啓発について

【議事結果(主な意見等)】

(1) 障害者権利条例の取組みについて

- 障害者差別相談室の相談件数のうち、身体障害者の種別について。件数は肢体と盲、ろうを全て合計した数か。
→ 身体障害に該当する状態を合計した数。来年度以降の表記はご意見を踏まえて検討したい。
- 当事者団体と連携した研修会について。実際に当事者の方に登壇いただいているのか。
→ 講師として障害当事者を招き、当事者の実体験をもとに講義いただいている。

(2) 各種障害に関する普及啓発について

- 子どもが集う場所や、教育などで相互理解の考え方や精神、体験などの機会を増やすことが大事ではないかと思う。
→ 児童、生徒などの理解促進の取組については、教育庁などと相談して検討していきたい。
- リンク集で精神疾患を取り上げてもらえるのはありがたい。小中学生向けの「こころのガイドブック」も県ホームページの障害福祉所管ページ以外にもリンク掲載し、さらに多くの人の目に触れるようにしてほしい。
→ 障害福祉所管外の掲載には他部局との調整が必要だが、可能な限り他のページでも目にすることができるよう依頼するなど今後検討していきたい。
- 当当事者の立場から。かつて学校では、周囲から色々なことを言われていたたが、今は全くない。特別支援学校も増え、制度が大きく変わっている。差別的な見方が全くなくなっていると感じる。
- 各義務教育学校、高等学校では交流及び共同学習、インクルーシブ教育などにより、非常に障害者に対する理解が進んでいる。特別支援学校の児童生徒も、居住地学校、義務教育学校で同じ授業を受けるなど、交流活動が盛んに行われている。
- 身近にある障害福祉サービス事業所の支援者も、社会における合理的配慮について繰り返し身につけてもらえたらしいと思う。
→ 事業者側にもできる範囲で配慮を提供することが趣旨であるとよく理解していただけるよう周知に努めたい。事業者については、「障害者差別相談室」への相談でも対応しているのでご活用いただきたい。